

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4番15号 新井ビル3階
本塩町法律事務所



事件番号 平成30年(ラク)第24号
特別抗告提起事件
抗告人  外3名

特別抗告提起通知書

平成30年7月27日

特別抗告人ら代理人 大河陽子 様

〒730-0012

広島市中区上八丁堀2-43

広島高等裁判所第3部

裁判所書記官 藤 井 和 英

電話 082-221-2506

FAX 082-224-2096



下記の事件の決定(命令)に対して特別抗告の提起がありましたので、民事訴訟規則208条、204条、189条1項(□行政事件訴訟法7条)により通知します。

記

平成30年(ウ)第30号 裁判官に対する忌避申立事件

特別抗告理由書の提出について

広島高等裁判所

- 1 特別抗告状に特別抗告の理由を記載していないときは、特別抗告提起通知書を受け取った日又はその送達があったものとみなされる日から14日以内に、「特別抗告理由書」を当裁判所に提出してください（民事訴訟法336条3項，327条2項，315条1項，民事訴訟規則210条1項参照）。
なお、特別抗告の提起と許可抗告の申立ての両方を行っている場合であっても、「特別抗告理由書」と「許可抗告申立て理由書」は、別々に作成してください。
- 2 特別抗告理由書には、特別抗告の理由のほか、当事者の氏名又は名称，代理人の氏名，事件の表示，付属書類の表示，年月日及び裁判所の表示を記載し，抗告人又は代理人が記名押印してください（民事訴訟規則2条参照）。
- 3 特別抗告の理由は，次の要領で，簡潔な文章で具体的に記載してください（民事訴訟法336条3項，327条2項，315条2項，民事訴訟規則208条，204条，190条1項，192条，193条参照）。
 - (1) 理由の記載は，憲法の条項を掲記し，憲法に違反する事由を示して記載してください。
 - (2) 上記の事由が訴訟手続に関するものであるときは，憲法に違反する事実を掲記し，判例を引用するときは，裁判所名，事件番号，裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻・号・頁を明らかにするなどして，その判例を具体的に示してください。
- 4 特別抗告理由書には，正本1通のほか，相手方の数に6を加えた数の副本を提出してください（例えば，相手方が1人の場合は，正本1通と副本7通の合計8通になります。）（民事訴訟規則208条，204条，195条参照）。
- 5 特別抗告理由書を期間内に提出しなかったり，特別抗告の理由の記載が憲法に違反する事由を欠くなど所定の方式に反している場合は，特別抗告は却下されることとなりますから，注意してください（民事訴訟法336条3項，327条2項，316条1項2号参照）。

以 上